| | | |
|---|---|---|
| 車両及び運搬具 | 特殊自動車（この項には、他の項に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。） | 四五 |
| | 消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車 | |
| | モータースィーパー及び除雪車 | |
| | タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの | |
| | 小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。） | 四三 |
| | その他のもの | 四 |
| | 運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。） | 三 |
| | 自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。） | 五四五 |
| | 小型車（貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。） | |
| | その他のもの | |
| | 大型乗用車（総排気量が三リットル以上のものをいう。） | 五 |
| | その他のもの | 四 |
| | 乗合自動車 | 四 |
| 器具及び備品 | 前掲のもの以外のもの | 四 |
| | 自動車（二輪又は三輪自動車を除く。） | 六五五四 |
| | 小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。） | |
| | その他のもの | |
| | 貨物自動車 | |
| | ダンプ式のもの | 四 |
| | その他のもの | 五 |
| | 報道通信用のもの | 五 |
| | その他のもの | 六 |
| | 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） | 六 |
| | 冷房用又は暖房用機器 | 六 |